

佐渡市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程

(設置)

第1条 佐渡市町村合併協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、新市における議会の議員の報酬の額並びに新市における市長、助役及び収入役の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、佐渡市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(諮問)

第2条 会長は、報酬等の額について、審議会に諮問するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は佐渡島内の住民のうちから会長が任命する。

2 委員は、諮問に係る報告が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長等)

第4条 審議会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、諮問に係る審議の結果について、会長に報告を行うものとする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、佐渡市町村合併協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月15日から施行する。